



佐賀県公報

平成19年
11月26日
(月曜日)
第 12986号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○青少年に有害な図書等の指定	(六二四・子ども課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(六二五・長寿社会課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(六二六・)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(六二七・)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の名称の変更	(六二八・)	四
○平成十九年度木材業者及び製材業者の登録	(六二九・林業課)	五
○保安林の指定	(六三〇・森林整備課)	六
○道路の区域の変更	(六三一・道路課)	六
○道路の供用開始	(六三二・)	六
○道路の区域の変更	(六三三・)	六
○道路の供用開始	(六三四・)	七
公 告		
○大規模小売店舗の変更に関する公示	(商工課)	七
○土地改良区役員の退任届	(農地整備課)	八
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	八
○ "	()	八
○ "	()	八

○ 告 示

◎佐賀県告示第六百二十四号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-175	コミックDVD ドカン 12月号	曙出版(株)	03947-12	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
”	19-176	週刊大衆増刊パパラッチ 12/2号	(株)双葉社	20437-12/2 ㊦-2008・1/1	
”	19-177	別冊本当にあったHな話12月1日号増刊 人妻本当にあったHな話 Vol.29	(株)ぶんか社	18136-12 ㊦-12/29	
”	19-178	人妻出会いのH話 増刊ヴァッカ! 12月号	メディア・クライス(株)	07374-12 ㊦2007/12/28	
”	19-179	DOPE [ドープ] DEC.2007 SUPREME-096 THE AMAZING MAGAZINE FOR MEN 12月号	KKベストセラーズ	16639-12	
”	19-180	ビデオボーイ No.284 12月号	(株)ジーオーティー	07851-12	
”	19-181	[月刊] Madonna HOUSE Vol.245 12月号	若生出版(株)	08357-12	
”	19-182	別冊 本当にあったHな話 12月号	(株)ぶんか社	18135-12	
”	19-183	ウォーA組 12月号	(株)サン出版	01889-12	
”	19-184	制服 個人撮影 volume03 ミリオンムック88	ワイレア出版(株)	68460-88 ㊦-2008年4月	

●佐賀県告示第六百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人幸善会

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 前田病院健康増進センター

所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地一

サービスの種類 通所リハビリテーション

二 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 セントケア虹の松原

所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号

サービスの種類 訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 セントケア唐津

所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十二
サービスの種類 訪問介護

(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 セントケア伊万里松島

所在地 伊万里市松島町九百六十九番地
サービスの種類 訪問介護

五 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 セントケア武雄北方

所在地 武雄市北方町大字志久二番一号
サービスの種類 訪問入浴介護

六 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 セントケア武雄杵島

所在地 武雄市武雄町大字武雄八千十四番地一
サービスの種類 訪問介護

●佐賀県告示第六百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定
居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア唐津

所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十二

二 (一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア伊万里松島

所在地 伊万里市松島町九百六十九番地

●佐賀県告示第六百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

(一) 指定年月日 平成十九年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

<p>(三) 名称 医療法人幸善会 所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 前田病院健康増進センター 所在地 伊万里市立花町二千七百四十二番地一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション 指定年月日 平成十九年十一月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア虹の松原 所在地 唐津市和多田大土井二番七十一号 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十九年十一月一日 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア唐津 所在地 唐津市竹木場五千二百六番地五十二 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十九年十一月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア佐賀株式会社 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>名称 セントケア伊万里松島 所在地 伊万里市松島町九百六十九番地 サービスの種類 介護予防訪問介護 指定年月日 平成十九年十一月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア武雄北方 所在地 武雄市北方町大字志久二番一号 サービスの種類 介護予防訪問入浴介護 指定年月日 平成十九年十一月一日 (一) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 セントケア佐賀株式会社 所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 セントケア武雄杵島 所在地 武雄市武雄町大字武雄八千十四番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護</p> <p>●佐賀県告示第六百二十八号 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条及び第一百五十五条の五の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。 平成十九年十一月二十六日 佐賀県知事 古川 康</p>
--	---

サービスの種類		名 称	所在地	変更年月日
旧	新			
シニアハウス太陽	介護付有料老人ホーム 太陽		鹿島市大字高津原 六六七番地一	平成一九・ 一一・一

◎佐賀県告示第六百二十九号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）
 第五条第一項の規定により、平成十九年度木材業者及び製材業者を次のとおり
 登録した。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

木 材 業 者

登録 番号	登 録 年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐木伊 第31号	平成19年 11月15日	伊万里市波多津町井野尾2332番地	有限会社 上田木材建設	代表取締役 上田 久利

製 材 業 者

登録 番号	登 録 年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐製伊 第17号	平成19年 11月15日	伊万里市波多津町井野尾2332番地	有限会社 上田木材建設	代表取締役 上田 久利

●佐賀県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林の所在場所

嬉野市嬉野町大字吉田字七曲甲三三八〇の五、甲三三八〇の七、甲三三八〇の八

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第六百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十一月二十六日から平成十九年十二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前後の別	幅員メートル 延長メートル
県道 伊万里山内線	武雄市山内町大字宮野字原四二 三七番二〇地先から 武雄市山内町大字宮野字上原二 〇六八番一地先まで	後	三一・九 九・八 四二二・八
	武雄市山内町大字宮野字原四二 三七番二〇地先から 武雄市山内町大字宮野字上原二 〇六八番一地先まで	前	三一・九 一〇・〇 四二一・五

●佐賀県告示第六百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十一月二十六日から平成十九年十二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里山内線	武雄市山内町大字宮野字原四二三七番二〇地先から 武雄市山内町大字宮野字上原二〇六八番一地先まで	平成一九・一一・二六

●佐賀県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十一月二十六日から平成十九年十二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の		変更前後の別	区域	
	区	間	幅員メートル	延長メートル			
県道 大木庭武雄線	嬉野市塩田町大字久間字城山丙五五四番一地从先から	嬉野市塩田町大字久間字桜谷丙三〇五八番一地从先まで	三七・一	八・五	後	一・五七九・八	
	嬉野市塩田町大字久間字城山丙五五四番一地从先から	嬉野市塩田町大字久間字桜谷丙三〇五八番一地从先まで	一三・〇	八・〇	前	一・五八一・〇	

◎佐賀県告示第六百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十一月二十六日から平成十九年十二月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木庭武雄線	嬉野市塩田町大字久間字城山丙五五四番一地从先から 嬉野市塩田町大字久間字桜谷丙三〇五八番一地从先まで	平成一九・一一・二六

○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年11月26日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥栖プレミアム・アウトレット

鳥栖市弥生が丘八丁目1番地

(2) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
廃棄物等保管施設の位置及び容量

(変更前)

BLDG.01 建物屋内（廃棄物保管施設No.1） 26.3立方メートル

BLDG.01 建物西側（廃棄物保管施設No.2） 8.0立方メートル

BLDG.09 建物屋内（廃棄物保管施設No.3） 31.2立方メートル

BLDG.09 建物東側（廃棄物保管施設No.4） 8.0立方メートル

合計 73.5立方メートル

(変更後)

BLDG.01 建物内北西側（廃棄物保管施設No.1） 26.3立方メートル

BLDG.01 建物北西側（廃棄物保管施設No.2） 8.0立方メートル

BLDG.09 建物内北側（廃棄物保管施設No.3） 31.2立方メートル

BLDG.09 建物南東側（廃棄物保管施設No.4） 8.0立方メートル

合計 73.5立方メートル

(3) 変更する年月日

平成19年12月14日

2 届出年月日

平成19年11月13日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年11月26日から

平成20年3月25日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するように提出してください。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、橋下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成19年11月26日

佐賀県知事 古 川 康

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	江頭 重信	武雄市北方町大字大渡3907番地	平成19年11月2日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月26日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	鹿島市大字井手字二の谷377番4	平成19年11月7日	4.00	40.18

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月26日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
21	鹿島市大字高津原字五本松3790番4	平成19年11月7日	5.00	35.00

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月26日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
19	小城市小城町畑田字散二本十割2605番2	平成19年11月1日	6.00	37.69

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

